

議案第 59 号
議決第 号

始良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
の件

始良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）9月3日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

始良市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年始良市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。